平成25年度税制改正(地方税)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	9					
対象	税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()				
要望 項目名		特定口座の利便性向上に向けた所要の措置				
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 特定口座は、個人投資家の納税手続の負担を軽減するために設けられた制度であり、当該口座に預け入 れることができる上場株式等は、租税特別措置法等に限定列挙されている。				
		 特例措置の内容 1 以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への預け入れを可能とする措置を講ずること。 ① 法人の合併等により交付を受ける上場CB(転換社債型新株予約権付社債) ② 株式投資信託等の受益権の分割又は併合により新たに取得する受益権 ③ 外国法人が行う組織再編等により取得する上場株式 ④ 自社株等を対価とするTOBにおいてTOB対象会社株主が交付を受ける上場株式 2 特定口座の「みなし廃止制度」を廃止すること。 3 特定口座開設届出書等について、電磁的方法による届出を可能とすること。 				
関係	条文	地方税法附則第35条の2の4、地方税施行令附則第18条の4、租税特別措置法第37条の11の3、租税特別措置法施行令第25条の10の2、租税特別措置法施行規則第18条の11				
 減 見辺		(初年度) 一 (一) (平年度) 一 (一) (単位:百万円)				
要望	理由	(1)政策目的 個人投資家の参加拡大を図る観点から、特定口座に関する利便性の向上に向けて、必要な税制上置を講ずる。 (2)施策の必要性 特定口座は、個人投資家の納税手続の負担を軽減するために設けられた制度である。 平成 15 年 1 月の制度開始以来 9 年半の間に、特定口座数は約 2,300 万口座(平成 24 年 6 月末時となり、個人の有価証券投資のインフラとして定着しつつある。 しかしながら、今回要望する上場株式等は、現在、特定口座の預け入れ対象として法律上認めらいないため、投資家は、自身の手で確定申告する必要がある。 特定口座への預け入れ範囲を拡大することにより、個人投資家の納税事務の負担を軽減し、個人家が投資しやすい環境を整備するとともに、みなし廃止制度の廃止、特定口座開設届出書等につい磁的方法による届出を可能とすることにより、特定口座の利便性の向上を図るものである。				
本要 対応 縮源	する	なし ページ 9_1				

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		Ⅱ-3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の 達成目標		国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
	置等	担軽減措 の適用又 長期間	恒久措置とする。
		の期間中 成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の 達成状況		新規要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の 適用見込み		4,591 万人(平成23 年度 個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「平成23 年度株式分布状況調査」
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		要望の措置は、個人投資家の納税事務、特定口座開設手続の負担を軽減させるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		なし
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		なし
	の措	の予算上 置等と 項目との	なし
	要望の措置の 妥当性		要望の措置は、個人投資家の納税事務、特定口座開設手続の負担を軽減させる簡素で分かり やすい制度とするものであり、妥当である。
		ページ	9—2

税負担軽減措置等の 適用実績	新規要望のため、該当せず。
税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性)	新規要望のため、該当せず。
前回要望時の 達成目標	新規要望のため、該当せず。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	新規要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯	特定口座の預け入れ対象の範囲の拡大については、これまでも要望を行っている。
ページ	9—3